

## 重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この説明書では、国内旅行総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認のうえ、お申し込みください。ご加入者（お申し込みされる方）と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合には、この説明書に記載の事項を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

<b>契約概要</b>	保険商品の内容をご理解いただくために重要な事項を記載しています。
<b>注意喚起情報</b>	お申し込みの際にお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点等がありましたら、エイチ・エス損保までお問い合わせください。

### 用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
保険金	事故が生じた場合に、エイチ・エス損保がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約金額をいい、事故が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
免責金額 （自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
日本国内旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程中をいいます。

## I. ご加入前におけるご確認事項

### 1. 商品の仕組み 契約概要

本商品は下記の者を契約者、取扱代理店、引受保険会社とする包括契約です。

契約者	株式会社エイチ・アイ・エス
取扱代理店	株式会社エイチ・アイ・エス関東営業本部
引受保険会社	エイチ・エス損害保険株式会社

国内旅行総合保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約および各種特約をセットしたものです。日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをしたときに保険金をお支払いするものです。

### 2. 補償内容 契約概要 注意喚起情報

この保険には次の普通保険約款・特約がセットされます。

傷害保険普通保険約款、国内旅行傷害保険特約、賠償責任危険補償特約（国内旅行傷害保険用）、救援者費用等補償特約（国内旅行傷害保険用）、包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）
------------------------------------------------------------------------------------------

国内バスツアー（注）の場合は、上記のほか、次の特約もセットされます。

携行品損害補償特約（国内旅行傷害保険用）（下表★）
※付帯がある場合は、加入者証に保険金額が表示されます。付帯の有無については、加入者証をご確認ください。

（注）「国内バスツアー」とは、エイチ・アイ・エスの国内バスツアー予約サイト（<https://bus-tour.his-j.com/>）で取扱う旅行をいいます。

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合の内容は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合</p> <p>⇒死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○故意・重大な過失</li> <li>○自殺行為・犯罪行為または闘争行為</li> <li>○無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中のケガ</li> </ul>
後遺障害保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合</p> <p>⇒後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%~100%をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○脳疾患、疾病、心神喪失</li> <li>○妊娠・出産・早産・流産</li> <li>○戦争、革命などの事変</li> <li>○地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> </ul>
入院保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合</p> <p>⇒入院の日数に対して 1 日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。また入院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放射能汚染</li> <li>○むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの</li> <li>○山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、およびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが 5m 以下であるボルダリングを除きます。)、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</li> </ul>
手術保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、その治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において約款所定の手術を受けた場合</p> <p>⇒入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の 10 倍、入院中以外に受けた手術の場合は入院保険金日額の 5 倍をお支払いします。ただし、1 事故について事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ</li> </ul>
通院保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院(往診を含み、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。)した場合。通院をしない場合でも、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等の傷害を被った約款所定の部位を固定するために(被保険者以外の)医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院とみなします。</p> <p>⇒通院の日数に対して 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院に限り 90 日を限度とします。</p> <p>(注) 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>…など</p>
救援者費用等保険金	<p>①日本国内旅行中に搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合</p> <p>②日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認された場合</p> <p>③日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡または継続して 14 日以上入院した場合</p> <p>⇒保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜索救助費用</li> <li>・ 現地への交通費(1 往復分の運賃で救援者 2 名分限度)</li> <li>・ 現地での宿泊料(救援者 2 名分かつ 1 名について 14 日分限度)</li> <li>・ 現地からの移送費用</li> <li>・ 諸雑費(3 万円限度)</li> </ul> <p>(注) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	<p>日本国内旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊すなどして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>⇒ 1回の事故について、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金の額をお支払いします。また、エイチ・エス損保の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。</p> <p>(注1) 賠償金額の決定には、事前にエイチ・エス損保の承認を必要とします。</p> <p>(注2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○故意</li> <li>○職業上の行為に関する賠償責任</li> <li>○受託物に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。)</li> <li>○航空機、船舶(水上バイクを含みます。)、車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任</li> <li>○同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任…など</li> </ul>
携行品損害保険金(★) 国内バスツアーのみ対象	<p>日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品(通貨・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなど)に損害が生じた場合</p> <p>(注) 携行品には、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、船舶、自動車、山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯等は含みません。</p> <p>⇒ 携行品1個(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券・通貨等の場合は5万円)を限度として、時価額または修理可能な場合は修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。また、損害の防止または軽減に要した費用、損害賠償請求権の保全手続費用についてもお支払いできます。</p> <p>(注1) 1回の事故ごとに3,000円(自己負担額)をご自身で負担する必要があります。</p> <p>(注2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○故意・重大な過失</li> <li>○無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中の事故</li> <li>○地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>○戦争、革命などの事変</li> <li>○放射能汚染</li> <li>○携行品の置き忘れ、紛失</li> <li>○携行品の欠陥または自然の消耗、性質による変質・変色</li> <li>○単なる外観の損傷</li> <li>○差し押え・没収等の公権力の行使(火災消防・避難処置としてなされた場合は支払いの対象となります。)</li> <li>○被保険者が所有していない物(会社所有のパソコン等)の損害…など</li> </ul>

### 3. 補償重複 **注意喚起情報**

補償内容が同種の保険契約を既に締結されている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。

### 4. 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額については、申込画面でご確認ください。  
 ご不明な点は、エイチ・エス損保までお問い合わせください。

### 5. 保険期間(保険のご加入期間)および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

被保険者(保険の対象となる方)が国内旅行の目的をもって住居を出発した時または保険始期日の午前0時のいずれか遅い時から、住居に到着した時または保険期間最終日の午後12時(24時)のいずれか早い時まで補償されます。旅行日程に関わらず保険期間は最長で30日までとなります。

(注) 保険期間は「旅行日程」にあわせて自動で設定されるため、お客様の旅行行程の全てを補償するものではありません。自動設定された保険始期日より早い日程でご自宅を出発する場合などは、P.7 窓口一覧の「☆保険料のご入金・取消・解約・延長などのお手続きについて」の各種連絡先までご相談ください。

## 6. 引受条件 契約概要 注意喚起情報

ご加入いただくにあたって、次の点にご注意ください。

ご加入者（お申し込みされる方）と被保険者（保険の対象となる方）は次のすべての条件を満たされている方となります。

右記以外の場合	国内バスツアー（注1）の場合
●個人の方（注2） ●77歳未満の方（注3）	●個人の方（注2）

（注1）「国内バスツアー」とは、エイチ・アイ・エスの国内バスツアー予約サイト（<https://bus-tour.his-j.com/>）で取扱う旅行をいいます。

（注2）企業等の組織名ではご加入いただけません。

（注3）出発日時点の満年齢

## 7. 保険料 契約概要

保険加入いただきましたお客様には株式会社エイチ・アイ・エスが保険契約に基づきエイチ・エス損保に支払う保険料と同額の金額をお支払いいただきます。

実際にお支払いいただく保険料については、申込画面でご確認ください。

## 8. 保険料の払込方法について 契約概要 注意喚起情報

保険料はエイチ・アイ・エスのweb サイトにて申し込まれた旅行代金と一緒にご加入者（お申し込みされる方）であるお客様に請求させていただきます。

## 9. 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

## II. ご加入時におけるご注意事項

### 1. 告知義務 注意喚起情報

ご加入者（お申し込みされる方）または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項（注）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（注）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ご加入時に質問事項としてエイチ・エス損保が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ①年齢（出発日時点の満年齢）
- ②居住地・アクセス元
- ③過去の請求事故等
- ④他の保険契約等

**ご注意！** 告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、保険加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 2. 保険申込みの完了 注意喚起情報

「旅行代金のお支払い」画面で「保険に加入する」を選択のうえ、決済してください。「ご予約完了」の画面が表示された時点で保険申込みは完了します。

### 3. 保険申込み完了の証明書について 注意喚起情報

保険申込み完了に関してはご契約に関する保険証券の発送はしません。

保険申込み完了に関し「HIS web セット保険 ご加入手続き完了のご案内」メールが届きます。メールでご案内する「ご加入者様専用ページ」から保険加入者証のご確認ができます。

### 4. クーリングオフ（加入申込みの撤回等について） 注意喚起情報

この保険契約は保険期間が1年以下となるため、クーリングオフの対象外となります。

### 5. 死亡保険金受取人の変更について 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

### Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

#### 1. 住所または通知先を変更される場合

保険加入者証記載の住所または通知先を変更された場合は、P.7 窓口一覧の「☆保険料のご入金・取消・解約・延長などのお手続きについて」の各種連絡先までご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができませんことになります。

#### 2. 旅行行程の変更、旅行先を変更する場合 **注意喚起情報**

旅行行程の変更等で「保険期間の変更や解約を希望される場合」は、P.7 窓口一覧の「☆保険料のご入金・取消・解約・延長などのお手続きについて」の各種連絡先へご連絡ください。

#### 3. 解約と解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、P.7 窓口一覧の「☆保険料のご入金・取消・解約・延長などのお手続きについて」の各種連絡先までお問い合わせください。

なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返戻金としてお支払いすることがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

### Ⅳ. その他ご留意いただきたいこと

#### 1. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、エイチ・エス損保も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

#### 2. 個人情報の取扱いに関する事項 **注意喚起情報**

当社は、お客様の個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言 <https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/>）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

##### ○個人情報の利用

当社は、お客様の個人情報を次の目的を達成するために利用します。

- (1) 本保険のお引受け、保険金のお支払い、そのほか本保険の履行のため
- (2) 本保険以外の当社の商品、サービスのご案内・ご提供のため
- (3) 当社の提携先・委託先の商品・サービスのご案内のため

ただし、保健医療等の特別の非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

##### ○個人情報の提供

当社は、本保険に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

##### ○契約等の情報交換について

保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の中で登録または交換を実施することがあります。

##### ○再保険について

当社の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

##### ○法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

### 3. 重大事由による解除等

次の事由があるときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合
  - ・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）
  - ・暴力団準構成員
  - ・暴力団関係企業その他の反社会的勢力
- ④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
- ⑤上記のほか、①から④と同程度にエイチ・エス損保の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

### 4. 通信トラブル等による責任について

株式会社エイチ・アイ・エスおよびエイチ・エス損保の責によらない通信手段、端末障害等により、保険申込み手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏洩したために生じた損害については、株式会社エイチ・アイ・エスおよびエイチ・エス損保は責任を負いません。

### 5. 保険金の請求について

#### (1) まずご連絡ください

この保険の対象となる事故が発生した場合には、エイチ・エス損保まで、事故の内容、ケガの状況等を30日以内にご通知ください。電話番号等は、お申込み手続き完了後に届く「HIS web セット保険 ご加入手続き完了のご案内メール」でご案内する「ご加入者様専用ページ」で印刷できる「保険加入者証」に記載されています。

**ご注意！** 正当な理由がなくご通知のない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。

**ご注意！** エイチ・エス損保の承認のない賠償額の決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

#### (2) 保険金請求の手続きについて

事故のご連絡をいただいた場合には、エイチ・エス損保より、保険金請求に際してご提出いただく書類や請求できる保険金の種類など、保険金請求手続きに関してご案内します。

#### (3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。

**ご注意！** 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を延長することがあります（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）。

#### (4) 時効について

保険金請求権については時効（3年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

#### (5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある場合等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

### 6. その他

#### ○お申し込みできる期間

ご出発日の6か月前から前日まで

## 7. ご加入内容確認事項（意向確認事項）

この保険は、国内旅行行程中のケガ等を補償する保険です。ご加入にあたり、お申し込みの内容（保険金をお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合、保険金額、保険料など）がお客様のご意向に沿っていること、お申し込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申し込みください。

● 次の補償内容等について、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- ①補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ②被保険者の範囲
- ③保険金額
- ④保険期間（お申し込みの旅行にあわせて自動的に設定されます。）
- ⑤保険料、保険料払込方法、契約者配当金制度がないこと

保険金額や保険料等、お客様のご意向に沿わない場合はエイチ・エス損保までお問い合わせください。

● 補償が重複する可能性のある特約については、ご契約の要否をご確認ください。

● 被保険者の『年齢（出発日時時点の年齢）』『性別』『他の保険契約等』等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

### 窓口一覧

#### 保険料のご入金・取消・解約・延長などのお手続きについて

#### HIS オンライン予約センター（国内旅行）

電話番号・営業時間は、下記サイトにてご確認ください。

HIS ホームページ（URL：<https://www.his-j.com/support/contact/>）

#### 保険金のご請求・ご契約のご相談・当社へのご意見

#### エイチ・エス損害保険株式会社



各種お問い合わせ先はこちらからご確認ください。

<https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/>

### 指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

エイチ・エス損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。エイチ・エス損保との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808 [ナビダイヤル]

受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

LCD23-086 UWTP-611-2310